

○田原市いじめ防止基本方針見直しについて

田原市教育委員会学校教育課

本市では、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、平成26年9月に「わたしたちのいじめ防止メッセージ 田原市いじめ防止方針」を策定し、いじめ問題に取り組んできた。

こうした中、平成29年に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「愛知県いじめ防止基本方針」が改定され、本市においてもいじめ防止方針の見直しをすることとした。

○見直しの方針

1. 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）と県の「愛知県いじめ防止基本方針」（平成29年12月改定）を受け、全国や県の動向をふまえ改定を行う。
2. けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要があることなど、いじめの定義について改めて明確にする。
3. 重大事態が発生した場合の調査機関として、教育委員会の附属機関である「田原市いじめ問題調査委員会」と、市長の附属機関である「田原市いじめ問題再調査委員会」を設置する。
4. いじめ防止対策組織や市の相談体制について、現状にあったものにする。
5. 学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意することを新たに加える。

※ 2月の教育委員会において、審議、決定していく予定。

○田原市いじめ問題調査委員会・再調査委員会について

○田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会条例について

田原市いじめ基本方針の改定にともない、いじめの重大事態が発生した時に組織する教育委員会の附属機関（所管 学校教育課）である「田原市いじめ問題調査委員会」と、市長の附属機関（所管 総務課）である「田原市いじめ問題再調査委員会」の設置に関する条例を制定するもの。

また、附則において、同委員の報酬を規定するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するもの。

施行期日は平成30年4月1日

(1) いじめによる重大事態

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

(2) いじめの調査

- ① 学校の設置者（教育委員会）又は学校は、その下に組織（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者〈第三者〉で組織する）を設け、いじめの調査を行う。

→ 田原市いじめ問題調査委員会 <所管 学校教育課>

弁護士 医師 臨床心理士 警察関係者 児童相談センター 地域代表者など5名以内

- ② 調査結果を市長に報告

(3) いじめの再調査

① 市長が再調査が必要か判断

- ＜再調査が必要な場合（例）＞
- ・調査時にはなかった新しい事実が判明した場合
 - ・保護者と確認した調査事項が十分に調査されていない場合
 - ・教育委員会や学校の対応について十分に調査されていない場合
 - ・調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

② 附属機関を設けて、(2)の調査の結果について調査を行う。

→ 田原市いじめ問題再調査委員会 <所管 総務課>

顧問弁護士 人権擁護委員会代表 など5名以内

③ 再調査結果については、議会に報告する。

④ 再発防止に向けて、市長や教育委員会は必要な措置をとる。

| いじめ認知件数 | | H28.12 | | H29.12 | | | | | | |
|--|-----------|--------|-------|--------|----|----|----|----|----|----|
| 小学校 | | | | 合計 | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |
| 認知件数 | | 59 | 61 | | 7 | 8 | 7 | 11 | 16 | 12 |
| 認知件数のうち | 上級生からのいじめ | | 12 | | 5 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| | 同級生からのいじめ | | 47 | | 3 | 7 | 6 | 7 | 13 | 11 |
| | 下級生からのいじめ | | 1 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 解消済み件数 | | 37 | 47 | | 7 | 6 | 4 | 7 | 12 | 11 |
| 解消率 | | 62.7% | 77.0% | | | | | | | |
| 第1号重大事態発生件数 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2号重大事態発生件数 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | | | | 合計 | 中1 | 中2 | 中3 | | | |
| 認知件数 | | 136 | 149 | | 86 | 42 | 21 | | | |
| 認知件数のうち | 上級生からのいじめ | | 1 | | 0 | 1 | 0 | | | |
| | 同級生からのいじめ | | 147 | | 86 | 40 | 21 | | | |
| | 下級生からのいじめ | | 1 | | 0 | 1 | 0 | | | |
| 解消済み件数 | | 64 | 103 | | 60 | 28 | 15 | | | |
| 解消率 | | 47.1% | 69.1% | | | | | | | |
| 第1号重大事態発生件数 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 第2号重大事態発生件数 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| <p>昨年度に比べ、小中ともに認知件数が増えている。また、解消率も向上している。丁寧に児童生徒の様子を見て、はやめの対応をしていることが伺われる。いじめが重大事態につながらないように、今後も丁寧に、はやい対応を心がけていきたい。</p> | | | | | | | | | | |